

「消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」 (2018年11月)の主な内容

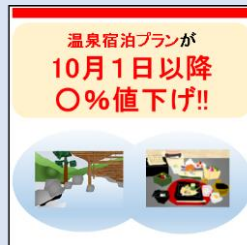
ガイドラインの6つのポイント

- ✓ 消費税と直接関連しない宣伝・広告は規制されません
- ✓ 中小・小規模小売事業者の柔軟な価格設定を支援します
- ✓ 転嫁Gメンによる転嫁拒否の監視等は引き続き厳格に実施します
- ✓ 事実に反して「今だけお得」等の表示を行うことは法律違反の可能性
- ✓ 誤認防止措置を講じていれば税抜価格での表示が引き続き可能
- ✓ 合理的な理由があれば便乗値上げには当たりません

1 消費税と直接関連しない宣伝・広告は規制されません

○ 禁止されない表示

「10月1日以降〇%値下げ」などの表示は問題ない



✕ 禁止される表示

「消費税還元セール」など、消費税と直接関連した宣伝・広告は禁止



2 中小・小規模小売事業者の柔軟な価格設定を支援します

- 中小・小規模小売事業者に対して、
- 来年10月の消費税引上げ後の一定期間に限り、ポイント還元といった新たな手法などによる支援などを行う予定



消費税率引上げ前後に需要に応じて柔軟に価格設定できる幅が広がるように

3 転嫁Gメンによる転嫁拒否の監視等は引き続き厳格に実施します

(転嫁拒否する側)
小売事業者
下流の事業者

転嫁Gメンによる監視
関係機関による周知

✕ 転嫁拒否等の行為

- 消費税増税分の減額要請
- 利益提供の要請 など

(転嫁拒否される側)
下請事業者
上流の事業者

4 事実と反して「今だけお得」等の表示を行うことは法律違反の可能性があります



- 事実と反して、
- 消費税率引上げ前に、
- 「今だけお得」といった形で、
- 消費者に誤認を与え駆け込み購入を煽る行為は、

景品表示法に違反する可能性

5 誤認防止措置を講じていれば税抜価格での表示が引き続き可能です

税込価格と誤認されないための措置の具体例(総額表示義務の特例関係)

① 個々の値札等において税抜価格であることを明示する例

〇〇〇円(税抜価格)

〇〇〇円(税別)

〇〇〇円(本体価格)

〇〇〇円+税

〇〇〇円+消費税

② 店内における掲示、チラシ等における表示により一括して税抜価格であることを明示する例

個々の値札等又は個別の商品価格の部分には、「〇〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に以下のような表示を行うことが考えられる。

当店(本チラシ)の価格は全て税抜表示となっています。

6 合理的な理由があれば便乗値上げには当たりません

便乗値上げに当たらない具体例

- ① 消費税率引上げに近接したタイミングで生じた別の要因(例:原材料価格や人件費の変動等)への対応として値段を変更する。
- ② 消費税率引上げ前の需要の高まり(駆け込み需要)に対応して、値上げを行う。

ガイドラインは、以下の政府広報オンラインからご覧いただけます
https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/keigen_zeiritsu/other/anteiteki.html#kensyo

【ガイドラインに関するお問い合わせ先】

【総論・広報】

内閣官房消費税価格転嫁等対策推進室 03-3539-2907

【宣伝・広告(「消費税還元セール、

「今だけお得」等)】
消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代)

【ポイント還元】

経済産業省商務・サービスグループ参事官室
03-3501-1511(代)

【適正な転嫁の確保】

公正取引委員会消費税転嫁対策調査室 03-3581-1891
中小企業庁取引課消費税転嫁対策室 03-3501-1511(代)

【総額表示】

財務省主税局税制第二課
03-3581-4111(代)

【便乗値上げ】

消費者庁消費者調査課
03-3507-9196